大山崎町水道使用料金の漏水等による減免に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大山崎町上水道事業給水条例(昭和41年条例第8号。以下「給水条例」という。)第33条に規定する使用料金の軽減又は免除について、漏水等による減免(以下「使用料金の減免」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 使用水量 大山崎町上水道給水条例施行規程第26条第2号に定める使用水量をいう。
 - (2) 基準水量 第5条に規定する減免の対象期間の前年度同期の使用水量にその前後各1期分の使用水量を加えたものを3等分して算出した平均使用水量をいう。ただし、これにより求めることができないときは、別の方法により求めるものとする。
 - (3) 漏水水量 使用水量から基準水量を差し引いた水量をいう。

(料金の減免)

第3条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。) は、漏水等により使用水量等に異常があると認めるときは、使用者の申請に基づき、使 用料金を減免することができる。

(減免の対象)

- 第4条 使用料金の減免の対象となる漏水は、給水条例第3条に規定する給水装置の故障 等による漏水等であって、使用者が善良な管理と注意をもってしても発見が困難と認め られるもののうち、次に掲げるものとする。
 - (1) 給水工事の届け出がされている直圧配管部分での漏水
 - (2) 地下、床下、壁内部等で発見し難い箇所における漏水
 - (3) 受水槽を構成する諸装置のうち受水槽ボールタップの故障による漏水
 - (4) 町の施工した工事が起因となった漏水
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、減免の対象としない。
 - (1) 不正な給水装置工事による漏水であるとき。
 - (2) 受水槽を構成する諸装置のうち受水槽ボールタップ以降の漏水であるとき。
 - (3) 漏水の発見が容易であると判断されるとき。
 - (4) 給水装置の使用者又は管理人が漏水を発見しながら放置したとき。
 - (5) 給水装置の新設、改造又は修繕工事の施工後の漏水で、給水工事施工者の責に 帰す漏水であるとき。
 - (6) 水洗便所タンク内のボールタップ給水栓における漏水であるとき。
 - (7) 給水栓、給湯設備等止水することが可能な給水用具からの漏水であるとき。

(減免の対象期間)

第5条 使用料金の減免の対象となる期間は、漏水に起因して使用水量が最も増加したと 認められる1期分とする。

(減免後の使用料金)

- 第6条 使用料金の減免を行う水量は、漏水水量の2分の1の水量とし、使用水量から減免を行う水量を差し引いた水量(以下「減免後の水量」という。)が条例別表第1で定める基本料金の算定基準となる水量(以下「基本水量」という。)を超過する場合は、減免後の水量を条例別表第1に対応させて使用料金を算出し、減免後の水量が基本水量以下である場合は、条例別表第1で定める基本料金を使用料金とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第3号に該当する場合の使用料金の減免を行 う水量は、漏水水量の3分の1とする。ただし、この場合の減免は当該使用者について 1回限りとする。
- 3 前2項に規定する水量の算定に1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 使用水量及び基準水量が基本水量に満たないときは、基本水量とする。 (減免の申請)
- 第7条 使用料金の減免を受けようとする者は、漏水発見後速やかに修理を行い修理が完了した日から1年以内に申請を行わなければならない。ただし、管理者がその期間内に申請することが困難と認める正当な理由がある場合は、その期間にかかわらず申請を行うことができる。
- 2 前項の申請書には、大山崎町指定給水装置工事事業者が発行する漏水修繕報告書(様 式第1号)を添付しなければならない。

(減免の決定)

第8条 管理者は、前条の規定に関する報告書の提出があったときは、速やかにその適否 を決定し、当該申請した者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年上下水道告示第4号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。